

# 議会運営委員会会議録

平成24年11月22日(木)

(開会)10:02

(閉会)10:30

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案第104号に係る取り扱いについて
- 3 議案の付託委員会について
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 12月 3日(月)午後5時
  - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月 6日(木)午後5時
  - (3) 意見書案・請願(追加)提出締切日 12月 6日(木)午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
- 7 その他  
次回委員会予定 12月11日(火)本会議終了後

## 4 請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願

### 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。明石委員から家事都合による他行のため、欠席する旨の届け出がっております。本委員会として、明石委員の代わりに秀村議員に委員外議員として、出席を求めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたしました。秀村議員、委員席へおすわり下さい

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成24年第4回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

### 財政課長

予算関係の議案からご説明いたします。

議案番号が前後いたしますが、議案第134号の専決処分の承認「平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。別冊の「平成24年度一般会計補正予算書」平成24年11月16日専決と記載している分によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。

今回の専決による補正額は、一般会計で 5,158 万 8 千円を追加するもので、去る 11 月 16 日の衆議院解散に伴い、12 月 16 日に執行される衆議院議員総選挙に係る経費について補正するもので、全額国庫支出金を財源としております。

続きまして、議案第 88 号から 102 号までの予算関係議案につきましては、別に配布いたしております「平成 24 年度補正予算資料」により一括して説明させていただきます。1 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で、先ほどご説明いたしました 11 月 16 日専決後の予算総額に 1 億 6,812 万 8 千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を、605 億 5,700 万 2 千円とするものでございます。

また、12 の特別会計のうち今回補正いたします 10 の会計で 53 億 4,947 万 4 千円を減額いたしております。企業会計では、3 つの会計で 5 億 3,120 万 8 千円を減額し、市立病院事業会計では歳入歳出予算の補正はありませんが、市立病院建替え事業に係る継続費の設定を行っております。合計で 57 億 1,255 万 4 千円を減額するものでございます。2 ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、予算関係議案の説明を終わります。

総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「案第 103 号飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革に基づく組織の再編に伴い、事務分掌を改めるものでございます。

「議案第 104 号飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」につきましては、行財政改革に基づく組織の再編に伴い、学校体育を除くスポーツに関することを市長が管理執行しようとするものでございます。この条例案につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 2 4 条の 2 第 2 項の規定により、議会におかれまして教育委員会の意見を求めていただくことになっております。

「議案第 105 号飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の税率を改定し、普通徴収に係る規定を加えるものでございます。

「議案第 106 号飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」につきましては、小中一貫校化に伴い、穎田小学校の位置を変更するものでございます。

「議案第 107 号飯塚市立小中一貫校穎田校特別教室の目的外使用に関する条例」につきましては、小中一貫校穎田校の公民館と共用する特別教室を学校教育以外の目的に使用させることについて必要な事項を定めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

「議案第 108 号飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」につきましては、穎田公民館の一部を穎田子育て支援センターとして利用するため使用対象施設から削り、及び小中一貫校穎田校に穎田公民館を併設するものでございます。

「議案第 109 号飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、小中一貫校穎田校に飯塚市立図書館穎田館を併設するものでございます。

「議案第 110 号旧伊藤伝右衛門邸条例及び飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」につきましては、旧伊藤伝右衛門邸と歴史資料館の休館日を統一するものでございます。

「議案第 111 号飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立枝国保育所を、平成 26 年 3 月 31 日で廃止するものでございます。

「議案第 112 号飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、庄

内及び穎田子育て支援センターの位置及び休所日を変更するものでございます。

「議案第 113 号飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」につきましては、児童クラブの利用料を改定するものでございます。

「議案第 114 号飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」につきましては、小中一貫校穎田校に穎田児童館を併設するものでございます。

「議案第 115 号飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」につきましては、使用料について 1 時間単位に統一・平準化を行い、納入方法の規定を整備するものでございます。

「議案第 116 号飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「一括法」による「介護保険法」の改正に伴い条例委任事項となりました「指定地域密着型サービス事業者の従業者資格及び設備運営基準等」について定めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 117 号飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「一括法」による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い条例委任事項となりました「一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格」について定めるものでございます。

「議案第 118 号飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚競走場の入場料を無料化するものでございます。

「議案第 119 号飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」につきましては、「一括法」による「都市公園法等」の改正に伴い条例委任事項となりました「都市公園の配置等の基準等」について定めるものでございます。

「議案第 120 号飯塚市道路構造の基準に関する条例」につきましては、「一括法」による「道路法」の改正に伴い条例委任事項となりました「市道の構造の技術的基準」について定めるものでございます。

「議案第 121 号飯塚市道路標識の寸法に関する条例」につきましては、「一括法」による「道路法」の改正に伴い条例委任事項となりました「市道に設置する道路標識の寸法」について定めるものでございます。

「議案第 122 号飯塚市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」につきましては、「一括法」による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い条例委任事項となりました「移動等円滑化に必要な道路のバリアフリー基準」について定めるものでございます。

「議案第 123 号飯塚市準用河川の河川管理施設等の構造の基準に関する条例」につきましては、「一括法」による「河川法」の改正に伴い条例委任事項となりました「準用河川の河川管理施設等の構造の基準」について定めるものでございます。

「議案第 124 号飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、「一括法」による「公営住宅法」の改正に伴い条例委任事項となりました「市営住宅の入居者資格等」について定めるものでございます。

「議案第 125 号飯塚市市営住宅等整備基準条例」につきましては、「一括法」による「公営住宅法」の改正に伴い条例委任事項となりました「市営住宅等の整備基準」について定めるものでございます。

4 ページをお願いいたします。「議案第 126 号飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、「一括法」による「水道法」の改正に伴い条例委任事項となりました「水道の布設工事の施行に関する技術上の監督者を配置する対象工事の範囲等」について定めるも

のでございます。

「議案第 127 号飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、「一括法」による「下水道法」の改正に伴い条例委任事項となりました「排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準等」について定めるものでございます。

「議案第 128 号財産の譲渡」につきましては、公立保育所の民営化にあたり、鎮西保育所の園舎建物を、社会福祉法第 58 条第 1 項の趣旨に基づき、「社会福祉法人 東雲会」に無償で譲渡するものでございます。

議案第 129 号から第 131 号までの 3 件につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合を解散するにあたり、規約の変更、組合の解散及び解散に伴う財産処分をするものでございます。

「議案第 132 号飯塚市過疎地域自立促進計画の一部変更」につきましては、飯塚市過疎地域自立促進計画の一部を変更し、筑穂庁舎の一部改修、地域産品のブランド化、観光資源の発掘事業の支援等の項目を加えるものでございます。

「議案第 133 号市道路線の認定」につきましては、寄附採納及び開発行為に伴い 4 路線を認定するものでございます。

総務部長

人事議案につきまして、ご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。議案第 135 号につきましては、任期満了に伴います「人権擁護委員」1 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に報告第 32 号から 6 ページの第 38 号までの 7 件の報告でございますが、「交通事故 1 件、車両損傷事故 3 件、一酸化炭素中毒事故 1 件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「学校給食費請求事件に係る支払督促申立てに対する異議申立て」の専決処分及び土地開発公社の「平成 24 年度の事業計画の変更」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

一括法に関する条例案は参酌基準について定めるものですか。

総務課長

そのとおりであります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

次に、「議案第 104 号に係る取り扱い」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

ただいま執行部より説明がありましたとおり、議案第 104 号 飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 24 条の 2 第 2 項の規定により、議会は条例の制定又は改廃の議決の前に教育委員会の意見を求めることとなっておりますので、議長が当該議案に関する意見を教育委員会に求め、本会議における議案の委員会付託に際して、教育長より意見の報告を受けることにしていただいております。以上、ご審議方、よろしくご説明いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「議案第104号に係る取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「議案第104号に係る取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第88号は総務委員会に、89号、90号、91号は厚生委員会に、92号は総務委員会に、93号は経済建設委員会に、94号は厚生委員会に、95号、96号は経済建設委員会に、97号、98号は市民文教委員会に、99号、100号、101号は経済建設委員会に、102号は厚生委員会に、103号は総務委員会に、104号は市民文教委員会に、105号は厚生委員会に、106号から110号は市民文教委員会に、111号から114号は厚生委員会に、115号は総務委員会に、116号は厚生委員会に、117号は市民文教委員会に、118号から127号は経済建設委員会に、128号は厚生委員会に、129号から132号は総務委員会に、133号は経済建設委員会に、134号は総務委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に人事議案であります議案第135号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明、委員会付託省略を諮ったのちに質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項第32号から38号までの7件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成24年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、11月30日から12月21日までの22日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、12月3日・月曜日の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切りは、12月6日・木曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」については、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについて事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元にお配りしております陳情文書表のとおり、1件の陳情が提出されております。本陳情につきましては、その写しを30日の本会議初日開会前に議席のほうにお配りすることといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

陳情の取り扱いにつきましてはご了承願います。

次に、次回の委員会ですが、今回は、12月11日(火)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願」を議題といたします。

先の委員会で永末委員から要求のありました資料について、提出されておりますので、補足説明を求めます。

議会事務局次長。

先の委員会において永末委員から資料要求のありました、ユーチューブならびにユーチューブについて説明いたします。

お手元に配付の資料に記載しておりますとおり、両者はいずれも民間の動画配信サービスでございます。ユーチューブについては投稿された上限15分程度の映像を録画配信するサービスであります。また、ユーチューブについてはライブ配信に特化したサービスであります。両者とも閲覧者が映像を見る際に併せて配信される広告収入により運営されておりますので、利

用に際して投稿者、閲覧者共に費用が発生することはありません。一般にインターネット上に映像を配信するには独自のサーバーや配信システムを持つ必要がありますが、これらのサービスはそれらを無料で提供することで広く一般の利用がなされております。これらのサービスを利用する場合のメリットとしては、独自のサーバーや映像配信の為のシステムが不要であり、その分の費用が必要なくなるということがあります。また、課題として考えられますことは、ユーチューブは1映像あたりの時間制約があること、ユーストリームは配信時にカメラの切り替えが出来ないこと、民間サービスを利用するため投稿後の管理等に保証がないこと、広告収入により運営される媒体であること、本市はサービスを利用して映像を投稿・中継するために必要なシステム（映像機器、音声機器、録画機器等）が古く、新たな費用が必要であり、パッケージとして考えた場合、配信のシステムや独自サーバーが不要であることの費用的メリットは薄いことなどがあげられます。なお、資料下段にこれらのサービスを利用し、配信に際して最低限必要であろうと思われる設備を記載しておりますので参考に願います。

委員長

説明を含め全般の質疑を許します。質疑はありませんか。

秀村委員外議員

すみません。委員外議員の私が言うのもなんですけれども、本日、うちの明石委員が所用によって欠席させていただいておりますので、本日のこの資料も含めもうちょっと考えたいというのもございます。そして、また請願者、大変熱心にされておりますので、できることであれば継続をしていただきたいのですが、委員長においてお取りはかりをよろしく願います。

委員長

ただいま秀村委員のほうから、継続審査というふうな申し出があっておりました。皆さん方どのように思われますか。

（「はかってくれたらいい」という発言あり）

それではおはかりいたします。請願第10号 飯塚市...あ、申し訳ございません。

できましたら、いったんほかの質疑を受けまして、それがありませんでしたら継続審査をおはかりしたいと思っております。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

おはかりいたします。「請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願」について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま継続審査としました。次回委員会は12月11日の本会議終了後となります。ぜひ、そのときは結論ができるように、皆さん各会派のほうで検討していただき、委員会に臨んでいただきたいと思っております。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。